

1967年度第51回宜野湾市議会臨時会議録

I. 1967年度11月29日 第51回宜野湾市臨時
会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 疫名喜庸仁
6番 瑞々賢朝村	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 棚原憲信
10番 稻嶺正康	11番 空次富盛信
12番 大川 昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村春仁
16番 武島行男	17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

3. 不応招議員は次のとおりである。

5番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により
議事説明のため出席したものは、次
のとおりである。

市長 島袋 全一、 助役 沢山 守一、
総務課長 吳屋 好永、 教育委員会会計係
知花 栄幸、 中部連合教育委員会次長
当真 嗣永、

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおり
である。

局長 末吉 健男、 書記 島袋 真由、

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の指名
について。

日程第3. 議案第80号 宜野湾区教育
委員会体育指導委員設置
規則について。

日程第4. 議案第79号 宜野湾区教育
委員会職員並にかゝる雇庸人の
給料及にかゝる旅費諸手当に
関する規則の一部改正
について。

日程第5. 議案第81号 宜野湾区教育
委員会報酬及にかゝる費用弁
償の額並にかゝるその支給
方法を定める規則の一部
改正について。

日程第6. 議案第78号 1968年度宜野
湾教育区才入才出補正予
算。

議長 日程才、会期の決定についてを議題と致します。休憩中にお諮りしましたとおり、本日/日尚とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク 御異議ございませんので、さよう決定致します。

ク 日程第3、会議録署名議員の指名についてをお諮り致します。一応議長指名することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク 御異議ありませんので、指名を致します。7番の比嘉盛栄君、15番の仲村春仁君にお願い致します。

ク 日程第3、議案第80号、教育委員会体育指導員設置規則についてを上程致します。その前に訂正箇所がある様でございますので、暫く休憩致します。(10:5)

ク 再開いたします。(10:12)

議長 提案者の趣旨説明を求めます。

市長 これは規則にうたわれております様にスポーツの振興を図るためにスポーツ振興法の19条の規定により各委員会に指導員を置く様になっております。それで、宜野湾教育区と致しまして、1人を指導員を置くと言う事で提案をしております。規則にありますが、報酬は受けないか、手当をやるか、か出来ると従来は指導員を前に置いてあったことか、かありますか、今回これを置く様に規定したいと言う事があります。この説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。

〃 暫く休憩致します。(10:14)

〃 再開いたします。(10:15)

11番 従来は予算に確か、30万円計上されておられたかと思っております。どの様な形で支給されたか、或いは従来と言う、様な規定か、その支給方法か、どの様にうたわれて、いるか、どうか、それに、ついて、スポ

一ツ振興法が立法制定されましたか既に3ヶ年或いは4ヶ年になるかと思ひますか。本市に於いてどの様にその活動活用されたか。或いは又その指導員がどの様に活動してきたか。どうか。それについて説明願ひます。

市長。これは63年に立法されて確か3年位前に宜野湾の教育委員会でも体育指導員の設置規則をつくりまして、たと私を記憶しております、それで議会にかけたのか。今回になっておりますか。従来は以前の体育委員の設置規則でもって支払いをなされたんじゃないかと考へております。これは当然議会にかけられるものか。かけられてなかつたんじゃないかと考へております。その支払方法については私ははっきりどう言う事で支払いをしたか。私では充分なお答えはできません。

11番 後の質問現在1人いると言ひます。その活動の状況又今迄指導員が活動してきたか。どうか。それについて。

市長 | これは、確か3年位にスポーツ振興法においてその規則をつくって各地区の小中学校その他青年体育面において指導してきております。これは、具体的にどう言った面を指導してきたかと言いますと非常におかしい訳でございます。すけれども今迄、1昨年だったかと思いますが、現在ははっきりしませんけれども、花城清栄先生が小中学校の凡ゆるスポーツに対して指導をなされるし、それから青年会あたりにも指導なされております。それからその支払いについてははっきりしたお答えは出来ない訳であります。

11番 | この規定をみた場合に余りにも漠然としております特に第4条の場合原則的には給料的な支払いは出来ないと云うことになっておりますけれども、しかし、手当費用弁償が支給出来る様になっております。そこで、しかし、は、どの様な支給方法で支給されるか、額において、或いは、手当ならば、月額の手当であるのか、或いは、又、年額の手当であるのか、或いは、又、費用弁償

においても、いち ~~いち~~ 実技指導をした場合に幾分の費用弁償をあげようかと言った様な基準が全然うたわれておりません。そうしますと、これで充分支給する場合に支障はないかどうか。支給者が予算の範囲内で適当に支給すると言うのであるのか、どうか。そのためのところか、また、また、理解出来ませんので、そう言った面についてもっと具体的にこれから支給する方法についての考え方を説明していただきたいと思います。

市長　これはスポーツ振興法によりまして政府からの殆んど補助金で行っております。年額大体200万円だったと思っております。そして非常に大ざっぱな規則になっております。又、専任して、普通の先生な先生の朝から晩まで、それに専任すると言うことじゃなくて、その余暇を利用して、或いは、其の他の機会を利用して各学校に非常に広い意味での指導のしかたであります。それで、その費用弁償と言うことは、指導するときの費用弁償ではないと思っております。

ます。これは費用弁償と言うのは、
どこか出張とか、遠い所に行く
ときの弁償と考えております。そ
れで給料については年額で決め
られておまして、非常に広義な
指導方法として、専任として
指導すると言う意味にはなってい
ず、アルバイトになっています。

11番 只今の説明である程度お解りた
と思えますか。専任、専念させたい
と言う事ですか。これは恐らく特
に学校体育の指導の場合は各学
校に体育主任、体育係と言った先
生方が常時おられますので問題
はないと思っておりますか。只社
会スポーツ、特に成人スポーツに
対する指導と言うことにはなる訳で
あります。その場合殆んどこの
時間外特に青年会 或いは社
会スポーツの愛好者、その他
へ実技を授講する場合確か
晩までかかっております。1時間
2時間では済まない様な時
間的な拘束が相当出てくるか
と思っておりますけれども、そう言
った様な面を充分活用する為
に果してそれだけの年額の手当
しかあつたのでは、アルバイトの中には出張の

場合 旅費 費用弁償 なんかも含
まれているんだ」と言うことであるが
これは果たして意思している様な
この活動が出来るとどうか、或
いは又その指導員の~~指導~~ほ
んとに真価を発揮出来る様な
活動が出来るとどうか、その
人に対して疑問をもちております。
従来 30カルの政府からの補
助金で指導員の方に確か支
給されたかと思っておりますが
恐らくスポーツシーズンや、或
いはその外年間を通じてい
る様なスポーツ行事がございま
すか。その場合非常に実技指
導の面で必要性を感じあつた
このスポーツ愛好者が盛
んに引張られて大変困惑して
いる様な状態を私見て参つて
おります。そういった様な立場か
かした場合はっきりと定額、年
額、支給するのは支給でこの
位がいいかと思っておりますが、
その実際に実技指導にあた
る時間外にやる場合にこれ
は5時頃か8時、9時頃ま
で拘束されると思っております。
そういう場合の費用弁償につ
いて当然配慮すべきでないかと

言う風に考えておられますけれども、それについてこの規定で言うところの費用弁償は単なる市長が考えている様なところか、出張する場合の旅費、実費位の支給であるのかどうか、それについてもっと真摯に考えてこの費用弁償については考えていた方がよいと思っております。更にお伺いしますか、この費用弁償と言うのは、そういう費用弁償ですか。

市長 おっしゃる様にこの専任でなくして年間20000位の手当では皆が考えている様な期待に副う事は勿論現在のところできない訳でありまして今後これを出来得れば専任にして充分スポーツの振興を図るべきでありますか現在のところ文教局としましては広義の意味において各地区の中学校の体育の先生方の指導をしてそれがかかめていくと言った様なことになっておりました。皆が満足する様な域には達していません。それからこの費用弁償につきましては、どこか研究会有りかと言った様な場合の

費用弁償でありまして、普通の費用弁償ではない訳であります。遠い所に行く場合の費用弁償になっていきます。

18番 関連して、任命の第三条で社会的信望がありスポーツに關する深い関心と理解を持ち、且その職務を行うに必要な熱意と能力を有するものの中から任命すると言う様になつておられます。それで職務については、スポーツ振興に關する調査研究と言う風になつておられる。そこで考へてみまするに、調査研究してとして指導して行くという見地から致しますと、年額2万円の手当が果たして引受けて下さる人がおられるかどうか。特にこのスポーツと言うものは、技能を有するものでなければなりません。そう意旨の意味において、年額手当が2万円と言う風になつておられますか。その条文からすると、職務を行う為に必要な費用弁償を受けると言う風になつておられますか。この外に費用弁償を受けさせる、と、言う事

なりますか。

市長 おおせの通り充分なる費用弁償手当を与えてないと言う事は確かかごまかしまして、先、安次富議員さんにお答えした。この手当のスタイルと言う事は、政府からの補助のスタイルでございまして、委員会として更にスタイルの対応費で合計スタイルとなっております。それからの引受けてもかう~~か~~人がおるかと言う事につきましては、この人がもっとも適任であると言う事を各学校、委員会の指導委員の方々がこの人でなければいかないと言う事をお願いしてそれからの引受けてもかっております。現在もおおせします。これは、さうと先申し上げました様に3年位以前いかなかったかと思ひますか。その時から現在に至って、花城清英先生が体育指導委員に命ぜられておりました。さうとやっていたのであります。これは、この3条にあります様にその条文にあります様にその能力とそれに理解の持主でなければいかない事になっておりました引受けてい

ただいである訳であります。

12番 区教育委員会に支払の費用弁償を計上すると言う事ですね。

11番 規則でありますので。この特に手当の支給の額は更には費用弁償の支給の方法と支給される額。これについて全然。これには基準が示されておられません。そうしますとこれは自由裁量によってやりますお考えでいるのか。例えば費用弁償を支給する場合。バス賃又は実費だとか。その他。宿泊料とか。あるのか。と思っておりますか。それについては更に細部にわたる支給規程をもうけるのであるのか。どうか。その点について全然わかりませんので。もっと支給する場合という形で支給するのか。言う事丈をはっきり説明願います。

議長 暫く休憩いたします。(10:35)

〃 再開いたします。(10:38)
本案につきましては。質疑の段階で継続審議と致したいと思っております。ご異議。ごさいま

せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 此異議ございませんので、継続
審議と致します。

〃 次は日程第4議案第179号
宜野湾区教育委員会職員並
に雇庸人の給料及び旅
費諸手当に関する規則の一部
を改正することについて、並に
日程第5議案第81号宜野湾
区教育委員会報酬及び費用
弁償の額並びに支給方法を
定める規則の一部改正につ
いて、尚日程第6議案第178号
1968年度宜野湾教育区才入才
出補正予算以上3案件を
一括上程致します。

〃 暫く休憩いたします。(10:45)

〃 再開いたします。(10:50)

〃 以上3案件に対する提案者の
説明を求めます。

市長 説明申し上げます。提案理由に

書いてあります様に議案才77号
につきまして、経済変動或
いは役所職員との他地区の
教育委員の職員との均衡を保
つために職員の身分保証を確立
するためにこれを改正して別表
の通り30からか61 55からを
30からか61 80からに改めた
という理由を述べられています。それから
次の81号につきましては、委員の
期末手当を支給すると言う事
になっております。次に78号の
予算につきましては、先申し上げ
ました委員の期末手当並かに
職員の増俸それに幼稚園
が大山、嘉数の幼稚園が公
立に認可になりましたので、この
幼稚園に政府からの補助が
13,265からでございます。これを
大山小学校に幼稚園をつ
くる計画が進められて予算
を計上されております。収入と
致しましては、政府補助金それ
に普天間航空隊のいん
かい処理の積立金から繰入
れましてそれに繰越金と合わ
せまして計上してございます。

議長 以上3案件に対する質疑を

許します。

16巻 議案79号についてお尋ねします。提案理由の中に経済変動言々とありますけれども別表3号の中で30ソルから55ソル以内を30ソルから80ソル以内と言う風にうたっておりますが最低賃金があがっている現在あえて30ソルの最低の30ソルをそのままにした理由はなにかにありますか。提案理由の中に経済変動に順応してあげると言う事がありますけれどもあえて30ソルと言う最低をそのまま位置した理由とこの点ををお聞きしたいです。

市長 これは委員会の給与規定が従来そうなっております。新人を採用する場合の給料が最低と言う事になりまして、それから順次80ソルまであげていくと言う事になりますけれどもこれは委員会の従来で規定でございましてそれによって立案されたものと思っております。

16巻 改正と言うものが成可しない方

が結構であります。それを従来あるものを固執するという事が果たしていいかどうか。やはりそれを変えると言う段階に於いては当初からそういった面を配慮に入れて立案してほしいものであります。しかしば果たして今後30ドルで人間が雇えるかどうか。そこから人を配慮に入れた場合当然、この30ドルと言う~~もの~~のも経済発展の言々をうたうならば私は当然変化してくる可き数字だと思ひます。近い将来に於いて又これを改正しようと言う意図があるのかどうか。

教育長 これにつきましては、只今の御意鬼がございましたが全くその通りだと思ひます。その審議の時私加わっておりました。その下の方に大きな意図未があるのじやなくして上をあげようと言うところにこの重みがかかっている様に考へます。たが最低を30ドルと言う事にしたから30ドルから始まるという事でなく、その枠内で繰作しよう。こう言う風に考

えてあります。

16番 あっしゃる事は先程もありません。ただ、これと下には薄く、上に厚くと言う皮肉がでて、これは決して皮肉ではないと理解される訳です。しかし、えてして最低賃金は既に新聞なんかで報せられている通り上っている訳です。それでこう言った様なやはり条例であります。それを改正するには、又、沢山の時間と金がかかります。条例とか法令でもそれがありますか。心にはんに改正すると言う事は避けるべきな事です。ですが、どう言った条例とか、法律でもそれがありますか。変える事には、それ相当に深く研究して今後成可くは改正せずに、そのままとあすと言う様な方向で取り組むべきだと思ふんですが、このあっしゃる様に最低はそうなるんだか、その枠内に於いて操作はするんだか、と言う事が可能ではありませう。けれども、やはり経済変動と言う大きな錦の御旗を打ち立ててこの条例を改正するんだか、と言うかには

そこからも当然配慮に入れ
てしかるべきじゃなかったかと言
う風に考えまして、かような質
問をした訳であります。当然、
これは30%という最低賃金か
うたわけていますので、それで
雇えると当事者の意思によ
ってそうした場合、その自分一
人雇傭はしたんだか、色々な
問題が發生するんだかという事
が充分伺える訳です。
ですか、そう言った面からも、当
然配慮せられて、やはり現
在の経済変動と言う事に順
応するとすれば、最低をきつと
上げるべきじゃなにかという風
に考える訳であります。以上。

11番 只今の質問に関連して提案
理由の中に市職員と共に改
正したいのと言う風に私、理
解しておりますか。どの程度の
較差があるか、どうかと言った
それから更に外の教育区職
員との均衡を保つんだかと言
う事がうたわけています。
それに対して若し資料があま
りますならば、それを説明して
いた方がいいと思います。更に

職員の身分を確立すると言う事
がうたわれております。既に80パー
セントは雇えないと言う事はその
中で枠内で操作するんだと言
った様な事を伺いましたけれ
どもしかし55パーセントの範囲
内で身分が確立されない
職員と言うならばと言う
職員であるかどうか。更にたし
かこの給与の設置規則は今
年に入ってからなされた事と思
っておりますが改正されてしま
す。今度の当初で、そうすると
又前半期終えた時期であり
ます。そう言う時期に於いてい
きお、下の身分はそのままだ
80パーセントの身分は確立され
ているかどうか。私は非常に
疑問を感ずるのでありますか
上に於いては80パーセントと
言う事は少くなくて60パー
セント位の待遇改善であり
ます。果してこれは
妥当であるか、どうか。それ
に対して、いささか疑問を
いたしておりますので先程申
上げましたところの件につ
いてお答え願います。

教員長の外の教育区の事申し上げますか

外の委員会の様は70フルから
70フル程度です。それを80
フルに上げていったのは、直80
フルと言う事じゃなくしてそう
言う規則と言うものはやはりあ
る程度長年の見通しがないと
いけませんので80フルにして
おくと当分はこの規則でい
いんだと言う事で80フルに
してございまして直ぐ80フル
まで上げていくと言う事ではござ
いけません。更に今度昇給を予
定しておりますのも現在の給
料から多くて8フルと言う程
度の事でございまして、それから
コサでは事務補が70フル世
話人の人が多い人が60フル
であります。宜野湾区に於いては
事務補が現在50フル足らず
でございまして、それから世話
人も50フル足らず、それでこの
人達の身分保証と言う意味
から予算の範囲に於いてはう
うとやはり幾分高くしよう
と思いたしても予算との関係が
ございましてのでかんあんに
適切な額だと言う意向で
ございまして。

11番 役所職員との均衡を回ると
言う意味は、

教育長 それは役所におきましては、役所の
使丁が8/フル給仕が78フル
初任給の方が80フルとこう言
う風なところともある程度バ
ランスをとろうと言う事もありま
す。

11番 只今の説明の中でこれはある
程度見通しを立ててそれに基い
て一応その枠を設定するの
適当だと言う風な説明を
してあられましたけれども果
たして当初の予算で当初の
規定を制定しましてから僅
か前半期足らずであります。そ
うしますとその時にも各地教
育区のそれに類するところの資料
を相当集めてもっております。
それに拘らず何故当初は
それだけの設定をしていたかが
先生がおっしゃる様にある程度
見通しをつけるならば、当初で
やるべきであってまた前半期
また1/4年も足りない様な時
期に於いていきおいこれを改
正すると言う事に対して私疑

問をもつものであります。そう言、
たところか、いきおい、これ大引
上げると改正されるという事
に対して考えざるを得ないという
質問であります。

散席長 おっしゃる通り年度初めの予算
で1ヶ年を見通してやることか
望ましいんですか。それが出来
なかったという事はこれはやは
り望ましくないと。しかしながら
途中に於いても丁度補正予算
をする時期でもありますし。そう
言、たその生活をよくしてやる
という事は大事なことで。はな
いかとこう言う様な考え方に立
ちまして。それは、た訳で。で
まいます。

議長 暫く休憩いたします。(11:8)

ク 再開いたします。(11:28)

ク 以上了案件につきましては質疑の
段階で継続審議と致し度
いと思ひますか。異議ござ
いますか。

(異議なしと叫ぶ)

議長 ご異議ございませんので 継続審議と致します。

〃 暫く休憩いたします。(11:30)

〃 再開いたします。(11:33)

〃 只今休憩中にお諮りしました様におと10日間延長したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 ご異議ございませんので 会期を12月9日までと10日間延長することに決定致します。以上案件の処理については、終わっておりますか。議案第80号、議案第79号、議案第81号、議案第78号は、継続審議中でありませうか。又案件を総務常任委員会に付託致したと思っておりますか。ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 此実議ニ付、いませぬので、総務常任委員会の方に付託する事に決定致します。又お審査の方法は、閉会中に審査していただき、12月9日の本会議に報告していただきます様お願い致します。

以上を白方まして本日の日程が全部終っておりますので、本日の会議を閉じる事に致します。次の本会議は12月9日開きます。

散会 (11:38)